

平成29年宇治田原町総務建設常任委員会

平成29年3月13日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第21号 宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第22号 宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第23号 森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第25号 水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 議案第26号 都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第2 第4四半期の事業執行状況（変更）について
- 建設環境課所管
 - プロジェクト推進課所管
 - 産業観光課所管
 - 上下水道課所管
- 日程第3 各課所管事項報告
- 建設環境課所管
 - ・「宇治田原町地域公共交通検討委員会」について
 - ・宇治田原町ふれあい収集の実施について
 - ・宇治田原町地球温暖化防止実行計画【事務事業編】（第3期）の策定方針について
- 日程第4 付託議案審査
- 議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第15号 公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第16号 宇治田原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定するについて

日程第5 第4四半期の事業執行状況（変更）について

○企画財政課所管

日程第6 その他

1. 出席委員

委員長	3番	垣内秋弘	委員
副委員長	2番	松本健治	委員
	1番	谷口重和	委員
	5番	浅田晃弘	委員
	7番	山本精	委員
	12番	田中修	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	久野村観光君
建設事業部長	野田泰生君
総務課長	清水清君
企画財政課長	奥谷明君
企画財政課課長補佐	矢野里志君
税住民課長	長谷川みどり君
建設環境課長	垣内清文君
建設環境課課長補佐	市川博己君
プロジェクト推進課長	山下仁司君

プロジェクト推進課 課長補佐	谷 出 智 君
産業観光課長	木 原 浩 一 君
産業観光課課長補佐	富 田 幸 彦 君
上下水道課長	下 岡 浩 喜 君
会計管理者兼会計課長	馬 場 浩 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	村 山 和 弘 君
庶務 係 長	岡 崎 貴 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員会は、開会日に上程され、付託されました8議案及び第4四半期の事業執行状況の変更並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付いたしておりますので、ご確認をお願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

また、本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） おはようございます。

3月も半ばになりまして、少しずつ寒さも和らいでいる感じもしておりますが、委員の皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。委員各位には、平素から宇治田原町行政の推進に何かとご理解、ご尽力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

先週は一般質問をしていただき、また、金曜日の補正予算特別委員会におきましては補正予算の審査をいただき、全て可決すべきものと決させていただきました。ありがとうございます。また、引き続き、新名神高速道路あるいは新庁舎の特別委員会も開催いただき、報告あるいは現地調査もしていただきまして、ありがとうございます。

本日は、公私とも大変お忙しいところ総務建設常任委員会にご参集いただきましてありがとうございます。垣内委員長、松本副委員長のもと常任委員会を開催いただき、条例の一部改正7件、道路工事の委託協定の締結1件につきましてご審査をお願いするとともに、第4四半期の事業執行状況の変更及び各課の所管事項報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議案につきましては、ご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよ

ろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） ありがとうございます。

なお、きょう、文教厚生常任委員の5名の議員さんが傍聴に見えていますので、報告だけしておきます。

ただいまの出席議員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第21号、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、お手元でございます議案第21号、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして説明を申し上げます。

本件につきましては、本町への移住・定住及び企業進出の対策として、開発事業者に求めている公共・公益施設の整備に関する負担について改正を行うものでございます。

主な改正内容は、公共・公益施設整備負担のうち、いわゆる開発協力金を廃止するものでございます。

以上、よろしくご審査を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例の制定について別添資料の概要のほうをごらんいただきたいと思います。

議案書の最後のページに概要のほうを添付しておりますので、そちらをまずごらんください。

主な改正につきましてでございますが、開発協力金の廃止でございます。1月の常任委員会の中でもご説明申し上げましたように、本町への移住・定住及び企業進出の対策として、従来開発事業者に求めていました金銭的負担である協力金の廃止を行いたいというものでございます。これが開発の協力金の廃止となっております。

すみません、議案書のほう、新旧対照表の2ページ目をごらんください。

こちら、第10条の公共・公益施設の管理及び寄附でございます。ページ右側の10条第2項「事業者は前項の協議によるほか、規則で定めるところにより」とあります。ここを削除いたします。

ここに「規則」と書かれておりますのが、すみません、再度、先ほどの概要のほうに移っていきます。概要のほうを見てください。

概要の4の参考のところでございます。この条例の改正に伴いまして、規則5条の2項、それからその中に書かれております別表第3、これを削除するというのが今回の開発協力金の廃止となります。いわゆる規則5条の2項が条例第10条2項、これに委ねられておりますので、「条例第10条第2項の規定による公共・公益施設の整備に関する負担は、別表3のとおりとする」となっております。この別表3、これは下にございます別表3、事業の中での協力金の金額を書かれているものでございますけれども、これを削除するために規則の5条の2項も削除、さらに条例第10条2項を削除するものでございます。

それと、もう一つ改正がございます。それが、計画的工場用地から整備計画用地に文言を改正したものでございます。これにつきましては、工場用地という言葉だけだと、緑苑坂の近隣商業地域、商業地域になじみませんので、今回の改正にあわせまして用語のほうを改正を行うものでございます。

以上で、議案第21号に係ります説明のほうを終わります。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。山本委員。

○委員（山本 精） 開発協力金なんですけれども、公共・公益施設整備基金、この基金に積み立てられてきたと思うんですけれども、現在、基金は幾らぐらいございますでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 公共施設整備基金の残高でございますが、平成28年度末の予定の数字を申し上げたいと存じます。2億835万4,300円の見込み。もう一度言います。208354300が28年度末の現在高となる予定でございます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） この基金ですけれども、公共・公益施設設備基金なんですけれども、今、どのように使われているんですか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） これまでこの基金を活用して整備させていただきました事業といたしましては、例えば道路事業ですとか各種公共施設、学校とかも含めまして各種公共施設、そういうようなものに充当させていただいております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 今、南北線を整備するときに、進出企業から開発協力金として8,000万円が予算計上されたと聞いておるんですけども、またそのときに、実施する際に改めて寄附されることになっている、そういうふうにも聞いているんですけども、その分はどうなるんですか。町としても307号線と郷之口湯屋谷線ですか、あそこの間の道路に2億円ぐらいつぎ込んでいると思うんですけども、その辺はどうなるんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時11分

再 開 午前10時16分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 今の山本委員のご質疑にご答弁申し上げます。

今言うている南北線沿いの開発事業につきましては、当時の開発の協議があったんですが、途中から取り下げをされておりますので、それについては、今後、もし条例改正なり要綱改正を経た後に出されたものについては、当然、開発協力金は発生いたしません。約束ということはない……

（「ちょっとわからんか」と呼ぶ者あり）

○建設環境課長（垣内清文） わからないというか、仮にどういう約束かではなくて、その当時の取り下げの時点で開発協力金の分については発生しないものと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 聞くところによると、また今度建てるときに改めて計上するというふうに聞いていたんで、せっかく8,000万円という割と大きなお金なので、もらえるものやったら、もらえたらいいのかなというふうに思ったんですけども。

それと、今後、工業用地を指定するというにしていると思うんですけども、こういうような協力金を廃止することで、企業の誘致がどれくらい進むのかということその辺の問題というのは考えてはるんですか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 数字的なものはちょっと難しいとは思いますが、ただ、少なくとも開発協力金によって負担をする分が、いわゆる建設コストプラスアルファになってまいりますので、企業進出に若干の足かせになるであろうというように考えられることは容易やと思います。少なくとも近隣でも工業団地のような開発が行われて、そちらに進出をしてくるのであれば、宇治田原町に来るよりもそちらがメリットがあると感じられないように、宇治田原町のほうがメリットあるというように感じてもらえるほうが、今後のまちづくり、町の都市計画の中でも一致するものというふうに考えております。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 近隣へのことということなんですけれども、確かに、ああと思うんですけれども、宇治田原町の特に地価がやっぱりほかの近隣に比べて物すごく安いというふうに思うんです。そして、開発協力金を上乗せしても用地よりも安いというふうに思うんですけれども、その辺は。近隣の用地よりも安いというふうに思うんですけれどもね。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 近隣の金額、ちょっと今この時点では存じ上げませんので何とも言いにくいですが、比較してという単純なものよりは、それは利便性であったりとか、それとさっきも言いましたイニシャルコストの部分で、進出してこようとする時点での資金がどれだけ要るんだとかいうところに、いわゆる開発協力金という部分が加算されていくところが足かせになりかねないというふうに懸念している部分がございます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 実際、周りのことはわからないということでもあるんですけれども、実際、宇治田原に進出してくるような企業は、これぐらいの開発協力金も払えないような財政が脆弱な企業に来てもうても、すぐに出て行ったりするということもあると思うので、その辺は来てほしくないと思えるんですけれども。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 恐らく脆弱な財政でということではないと思います。企業進出をやはり今後、宇治田原のまちづくり、都市計画が変貌する中で、来られる企業が少なくとも今言うてはるような企業力というんですか、経営力の低いところだから安いところに来るんだということではないと思います。やはり利便性であったりとか、それ

から利用価値が高いという位置づけだと思います。なおかつ、それに加えて、この協力金があるということが少なくともそれを阻むようなことにならないように今後のまちづくりのためにこういったことを考えていきたいというふうに考えておるものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） そういうこともわからんこともないんですけども、やっぱり今後、工業用地を整備するのに莫大な費用がかかると思うんです。町の財政がやっぱり厳しいということも言われていますし、ぜひとも開発協力金を従来どおり取るべきやというふうに考えますんで、その辺はまたよろしくお願ひしたいなというように思います。

○委員長（垣内秋弘） よろしいか。

○委員（山本 精） はい、以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第21号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手多数。よって議案第21号、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第22号について説明させていただきます。

議案第22号、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、盛り土行為に対する地域住民の不安や影響を考慮し、持ち込み土の安全性をより確実なものとするため改正を行うものでございます。

主な改正内容は、許可申請時の関係団体の同意書の添付と持ち込み土の展開検査や土壌調査を義務づけ、安全性の確保を図るよう改正するものでございます。

以上、よろしくご審査を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、垣内課長のほうから説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料の別添につけております概要のほうをごらんいただきたいと思います。

これも先ほどの条例改正と同じですが、1月の常任委員会の中でもご説明申し上げましたように、京都府の条例がございまして、その条例との整合性を図ることと、持ち込まれる土に対しての住民不安を少しでも解消するため、関係団体と事業者と十分議論していけるようにしたいと考えて改正をするものでございます。

改正内容としましては、関係団体の意見書を関係団体の同意書に改正いたします。これによりまして、地元住民と事業者との合意性などを確認するものでございます。

また、持ち込み土の安全性の確認をするために、追加となっておりますけれども、追加事項、1つ目、展開検査、2つ目、土壌の調査、それから3つ目の土砂発生元からの証明書の添付、この3つについて追加事項で改正をする予定でございます。以上でございます。

改正の議案第22号に係ります説明のほうを終わらせていただきます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） 持ち込み土の安全性について、2のほうなんですけど、今、言われた土砂運搬車両の目視点検及び埋め立てした土砂の土壌調査をさせ、町へ報告するよう改正するというふうになっている、これはどこがやるんですかね、どこが。誰がやるんですか。業者がやるんですか。第三者機関がやるんですか、そういうこと。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 事業者のほうにやってもらいます。今言うてはる第三者機関というのは、検査を出すのが本人ではできませんので、検査をする機関に出してもらった結果を町のほうに提出してもらおうように考えております。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 業者側が出す資料ですよ。信頼しないということではないと思うんですけども、できたら抜き打ちに町のほうでやるとか、そんなことも考えてもらえたらなというふうに思いますんで、ひとつその辺もよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 答弁よろしいか。

○委員（山本 精） はい、結構です。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第22号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第22号、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第23号について説明します。

議案第23号、森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

を制定するにつきましては、宇治田原町唯一のレクリエーション施設であります森林総合利用施設、末山及びくつわ池自然公園におきまして、平成29年3月にトレーラーハウスを整備するに当たり、トレーラーハウス利用にかかわる利用料金の上限の額を新たに設定するものでございます。

以上、よろしくご審査賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、木原課長のほうから説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 議案第23号、森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

宇治田原町唯一のレクリエーション施設であります森林総合利用施設、末山及びくつわ池自然公園におきまして、今年度末までにトレーラーハウスを整備するに当たり、トレーラーハウス利用に係る利用料金の上限の額を新たに設定するものでございます。利用料金の上限につきましては、公園内のバンガローなど既存の施設や上限金額や類似施設におけるトレーラーハウスの状況を勘案し、ある程度余裕を持って上限金額を設定しております。

なお、実際に公園利用者から徴収する料金につきましては、今回定める上限金額の範囲内で指定管理者からの申請に基づき、町が承認した上で決定することとなります。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第23号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 委員長(垣内秋弘) 挙手全員。よって議案第23号、森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

- 副町長(田中雅和) それでは、議案第25号について説明させていただきます。

議案第25号、水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、先ほどの議案第21号、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例及び同施行規則の改正により事業者の開発協力金が廃止されることに伴い、積み立ての根拠となる規定の整備を図るため所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審査賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、下岡課長のほうから説明させていただきます。よろしく申し上げます。

- 委員長(垣内秋弘) 下岡上下水道課長。

- 上下水道課長(下岡浩喜) それでは、議案第25号資料、水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例、概要のほうをごらんください。

議案第21号により提案しております宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例の制定及び同条例施行規則の一部を改正する規則の制定によりまして、開発事業者に求められています公共・公益施設の整備に関する負担、いわゆる開発協力金が廃止されることに伴いまして、本条例におきましても開発協力金に関連する規定等につきまして所要の改正を行うもので、基金として積み立てる額の根拠としての第2条第1項第1号、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例に基づく協力金及び同条第1項第2号水道建設指定寄附金を削除するものです。以上です。

- 委員長(垣内秋弘) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(垣内秋弘) ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 異議なしと認めます。

議案第25号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手多数。よって議案第25号、水道建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長(田中雅和) それでは、議案第26号について説明します。

議案第26号、都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の締結につきましては、平成27年度から用地買収を進めておりました緑苑坂以北の約1.2kmの道路建設を進めようとするものでございまして、委託期限を平成31年度末とし、建設工事委託の協定を西日本高速道路株式会社関西支社と6億6,943万5,468円で締結しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審査賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、山下課長のほうから説明をさせていただきます。よろしく願います。

○委員長(垣内秋弘) 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長(山下仁司) それでは、詳細な部分をご説明させていただきます。

12月議会と総務建設常任委員会で基本協定の協定内容が整ってきましたことから、協定締結以降であるということをご報告させていただいたところでございます。実際に、西日本高速道路株式会社関西支社と平成28年12月27日に締結をさせていただいた

ところでございます。協定の中でも重要な内容が費用負担の部分でありまして、舗装また交通安全施設及び管理施設等の部分を除きまして、本町が41%、ネクスコが59%の負担割合で協定を締結させていただきました。

また、12月議会で関係する経費の補正予算をご可決いただきましたことから、本年2月20日に6億6,943万5,468円で細目、仮協定を締結させていただきましたことから今般、議案提案をさせていただいたところでございます。

協定機関につきましては、協定締結の日から平成32年3月31日までということにさせていただいているところでございます。

以上、ご審議賜り、ご可決賜りますようよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） なしと認めます。

議案第26号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第26号、都市計画道路宇治田原山手線建設工事委託に関する協定の締結については原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、第4四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

最初に、建設環境課所管についての当局の説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、建設環境課所管によります第4四半期事業執行状況についての説明をいたします。

まず、1 ページ目、前段の部分は、後ほど1 番、生活交通ネットワーク構築事業、こちらのほうは後ほどまた報告事項のところでご説明申し上げたいと思います。

5 番、6 番ですね、コミュニティバス運行支援事業、福祉バス運行事業。こちら別添資料のほうがございますのでごらんください。

利用実績につきまして、2 月までの分を入れております。3 月についてはまた次年度にかわりましてから、またご報告申し上げたいと思います。

1 枚めくっていただきまして、9 番、塵芥収集車整備事業。こちらにつきましても別添図がございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

パッカー車のラッピング、図柄を募集しまして、図柄が決定し、車体にラッピングする絵の原案と位置のほうを決めましたので、ご報告したいと思います。

まず、イメージ図になっております。これ、もともと書いていただいているのが3 枚目につけておりますイラストの募集の原案です。これをデジタル加工いたしまして、張りつける位置に合わせた絵にいたしております。

2 枚目につけております、ちょっと薄くて非常に見にくくて申しわけないんですけども、車体のボディー左側、1 番目ですね。エコライフ号とお茶摘みの格好をした茶ッピーちゃんと一緒に書かれているのをまず左のボディー。それから、側面ですので、もう一つが、ちょうどパッカー車の回転盤があるところというんでしょうか、③と書いておりますけれども、こちらのほう、その下にあります「しげんを大切に」と茶ッピーが札を持っているやつ、こちらを左側面につけたいと思います。同じように右側面が、こちら絵のほうでいうと、「エコライフ号」と書かれた茶ッピーと虹の絵、それと後ろのほうにつけますのが、「リサイクルしよう」と書いた茶ッピーと空き缶の絵になります。それと、もう1 枚、今度は車体後方になりますけれども、完成イメージ図の一番下にあります5 番目の茶ッピーと水、それから緑の絵が描かれているものでございます。

この5 枚のほうを今ラッピング加工いたしまして、今月末、今のところ予定では2 1 日になりますけれども、納車をいたしまして、そのときに今書かれていただいた作者の方々にも一緒にラッピングを見ていただき、4 月の広報紙のほうで発表なりご報告をしたいというふうに考えております。以上でございます。

それと、次、1 1 番目、道路施設長寿命化修繕事業。こちらのほうにつきましては、橋梁修繕工事の一部を繰り越しの予定をしておりますので、今回繰り越しとして議案を出させていただいておりますのでございます。

それと、1 枚めくっていただきまして、3 ページ。1 5 番、交通安全対策事業費、路

側線・カラー舗装工事でございます。これにつきましては、地元の協議を終えまして、現在発注の準備をしております。原則、対策法としまして別添図がございます。A3、1枚物になりますので、そちらをごらんください。

こちらのほうに「通学路注意」とか「スピード落とせ」という文字の表示、それから立体に見えるマーク、それと交差点部には自光式のキャッツアイといいまして、いわゆる光る反射板のようなものになりますけれども、自光でみずから発光するものを設置するなどをしまして、減速なり安全対策の工事のほうを進めていきたいというふうに考えております。こちらのほうも12月の時点でしたけれども、今回の補正の分で繰り越しを予定しております。

それと、16番目、地籍調査事業。こちらになりますけれども、これがすみません、12月で明許繰越のほう可決が出るんですけれども、これが先日、地籍調査の実際の地権者の方々の説明会を終えまして、次の工区の発注を今年度末に予定しております。

それから、17番目、家庭用太陽光発電・蓄電設備設置補助事業でございます。これにつきまして、一部拡充に伴う要綱の改正を行いたいというふうに考えております。といたしますのが、現在まで、まだゼロ件でございます。お問い合わせのほうは何件かございます。特にハウスメーカーの方でございますけれども、お問い合わせはあるんですが、まだ実施されているのはゼロ件でございます。太陽光と蓄電池の同時設置というのが非常に少ないというふうに我々も感じておりまして、今回拡充したいと考えておりますのが、既存で太陽光パネルのみを設置されているおうち。そのおうちに追加で太陽光パネル設置と蓄電池を同時施工する場合、こういった場合にも補助できるように要綱の一部内容を改正し、その方々も補助をできるようにしていきたいというふうに考えております。

なお、28年度中に設置されていた方が出る場合もございますので、その方のために一部期間を遡及し適用したいというふうにも考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて建設環境課所管についての質疑を終了いたします。

次に、プロジェクト推進課所管について、当局の説明を求めます。山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） それでは、資料のほう、1枚物になりますけれど

も、ごらんをいただきたいというふうに思います。

まず、3番目、宇治田原山手線整備事業でございます。1億2,002万7,000円の欄ですけれども、用地交渉の関係でございます。この3月末、今後になるんですけれども、一応1件契約予定でございます。地権者が2名というふうに書かれていますけれども、共有名義でございますので2名と書かせていただいております。ですので、一番右側の欄に書かせていただいておりますけれども、未買収地が地権者4名というところが地権者2名というような形になります。

それから、その次の段につきましては、先ほど議案のほうでご報告させていただいたとおりでございます。

続いて、5番目のところ、新庁舎建設事業の基本・実施設計業務でございますけれども、こちらのほうにつきましても、先般お世話になりました新庁舎建設調査検討特別委員会のほうでご報告させていただいたところですが、2月14日に株式会社内藤建築事務所と契約を締結させていただいておりますので、その変更部分になる部分をご報告させていただくというようなことでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） これにてプロジェクト推進課所管についての質疑を終了いたします。

続いて、産業観光課所管について、当局の説明を求めます。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 失礼いたします。第4四半期の産業観光課の事業執行状況の変更点を説明させていただきたいと思っております。

まず、資料ですが、2枚物になっておりますナンバー6からナンバー13までは変更がございませんでしたので、ここに付けさせていただいてはおりませんので、よろしくお願いたしたいと思っております。

それでは、ナンバー3番、「お茶の京都」交流拠点整備等加速化事業でございます。これにつきましては、駐車場の整備ということで、湯屋谷の駐車場の整備、11月発注済みで2月28日に完了いたしております。

次に、お茶の木の設置ということで、2月に鉢を発注し、3月に設置予定でございます。これは、お茶の定植時期、春の彼岸時分を考えておりまして、それ以後の定植となると思っております。

次に、5番目の末山・くつわ池自然公園整備加速化事業でございます。これにつきましては、トイレの洋式化、11月に発注済みで、1月31日に完了いたしております。

次に、展望台整備事業でございます。これは、2月発注済みで、3月末の完成予定でございます。

次に、18番目の中小企業経営支援事業でございます。これにつきましては、利子補給、1月末申請期限といたしまして、2月9日交付決定済みでございます。完了いたしております。

それと、次に、19番目の観光まちづくり促進事業でございます。これにつきましては、観光戦略拠点環境整備、永谷宗円生家の進入路の改修ということで、2月に発注済みで、3月末に完成予定でございます。

次に、20番目の町内企業就業推進事業でございます。就職支援セミナーの実施ということで、いよいよ今年度最終回、第3回、3月24日に開催する予定でございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 5番の展望台、これは今、工事中ですか。まだ未着工ですか、展望台。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） ただいま展望台の制作中で、現場ではまだ未着工です。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） もう1点。19番の永谷宗円の生家、これは今現在、工事は進行中か。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 現在進行中、現場ではきょうからというふうに、今、記憶をしております。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） これにて産業観光課所管についての質疑を終了いたします。

続きまして、上下水道課所管について、当局の説明を求めます。下岡課長。

○上下水道課長（下岡浩喜） それでは、上下水道課分の第4四半期の事業執行状況の変

更点のみのご説明をさせていただきます。

事業番号3、公共下水道（管渠）整備事業につきましては、岩山－5－1地区、これは宇治田原小学校から307号を出て緑苑坂までの工事ですが、2月26日に緑苑坂を通水いたしまして完了いたしております。岩－4－2地区、宇治田原小学校から長山地区に向けての工事ですが、1月24日に完了いたしております。

現在、施工中の工事ですけれども、岩－4－3地区、これは岩山、長山地区での工事となっております。2月1日に着手いたしまして、現在の進捗が20％となっております。3月末の進捗率が47％程度となる見込みです。したがって、繰り越しを予定いたしております。禅定寺－1－7地区というのが、これは禅定寺案内地区におけます整備ですけれども、1月23日に着手いたしまして、現在の進捗は90％となっております。3月24日に完工する見込みでございます。

一番下、事業番号5ですけれども、下水道の全体計画見直しということで、今回、新しい都市計画マスタープランのほうとの整合を図るということで、新市街地にぎわい創出拠点、ものづくり創造拠点等の整備を検討するために工期を延長しまして、来年度までの繰り越しといたしたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、次には水道事業となります。

事業番号6番のほう、立川浄水場系統、川東取水井の新設工事では、機械電気の設備工事とあわせて関連附帯工事も発注いたしておりますが、関連附帯工事といえますのは、現在、職員駐車場内の舗装工事になります。この舗装工事が土日での作業しかできないということで各週行ってまいりましたので、その舗装工事の部分、3月21日まで工期を延長させていただいております。

事業番号8番、くつわ池送水管新設事業ですが、これは年度内の発注を目指しておりましたけれども、くつわ池配水池加圧ポンプ施設新設工事としまして、未契約の状態繰り越しをさせていただきたいと思っております。この工事は、西ノ山配水池横に送水ポンプ場の設置をしますことと、くつわ池配水池に場内整備を行う工事となっております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） これにて上下水道課所管についての質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第4四半期の事業執行状況についてを終了

いたします。

日程第3、各課所管事項報告についてを議題といたします。

建設環境課所管の宇治田原町地域公共交通検討委員会についてを説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、第4回宇治田原町地域公共交通検討委員会の別添資料の議事次第を見ながらご説明させていただきたいと存じます。

今回で4回目となります公共交通検討委員会でございますが、今回が今年度最終回となります。3月24日に実施を予定しております。本日のこの常任委員会の中でご意見を賜りましたら、そのご意見も参考に議事の中に盛り込んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、資料をごらんください。

内容につきましては、1月の第3回の検討委員会の内容を踏まえまして作成しておりますのでございます。これを最終版といたしまして、宇治田原町の今後の公共交通のあり方についてと題しまして、今までの検討結果として町へその方向性を示していただくものでございます。

まず、めくっていただきまして、資料1の2枚目になります。2ページ目になります。

1、今後の公共交通の方針についてとしまして、前回の検討委員会の中でも問題であるとか課題であるとか、そういった項目を今後の方針として導いて聞いているものでございます。ここに書かれておりますのが、(1)から(4)、それから(5)まででございます。

(5)ですけれども、前回のときには入っておりませんでした。これについては、特に委員会の意見の中で、新庁舎のアクセス確保の検討、これを追加してほしいという内容でございました。平成32年までに再度のルート見直しをするであるとかということも一部考えられましたので、あえて項目としては挙げておりませんでしたけれども、委員のほうからも強く希望されました。まさしく新庁舎へのアクセスとしましては、今後の非常に大きな課題となるので、いわゆる公共交通の検討委員会の中でもこちらのほうを検討の課題として大きく取り上げてほしいということがございましたので、今回ここで追加しております。

それと、1つ手前の(4)持続可能な公共交通を確保するため、有料化の検討とございますが、有料化につきましては、していく方向で考えていく旨で、実施についてどうしていくかという検討をしていきたかったというのが当初の考えであつたんですけれども、これも前回の検討委員会で協議された中で、実際には有料化だけではないだろうと、無

料でできるものもあるんじゃないかということで、無料でできるのか有料でできるのかも含めて考えるべきとして、ここは有料化の検討というふうになりました。

したがって、前のページの(1)のところ、福祉バスの利用者制限を廃止し、住民誰もが利用可能な公共交通の構築というところがございます。これをまず第一番に掲げまして、(2)の住民への情報提供、利用の促進、それから(3)の将来を見据えたバスとそれを補完する公共交通の確保と、先ほど申しました(4)、(5)、この5つの方針を決めていこうというふうに考えているものでございます。

それと、4ページ——添付資料の一番裏面になります——をごらんください。

今後のスケジュールと取り組みについてということでございます。

まず、利用制限につきましては、ことしの夏ごろをめどに実施していきたいというふうに考えております。ただ、その前に、この利用制限を撤廃するという内容を住民の皆さんに周知しなありませんので、その利用促進、それから制限撤廃の周知期間を設けなければならないと。これを29年度当初から夏までの間に考えております。秋ごろからは、より公共交通の補完する公共交通として、それから有料化について、それぞれを具体的に検討していかなければならないというふうに考えておりますので、利用制限の撤廃後には乗降調査とか、それから利用者に対してダイレクトにアンケートを行っていききたいというふうに考えております。そうした中で、半年から1年ぐらいの期間を置いて町営バスとしての運行ルートの見直し、これも考えていかなければならないというふうに考えております。

ですので、平成29年度からはいろいろな検討をしていくことに、また再度なっております。そういったルート変更であるとか有料化につきましては、今度は地域の今回でやっております地域公共交通検討委員会、あり方検討委員会からまたかわるんですけども、公共交通会議というふうに法定協のほうの設置を検討しておりますので、今後はその中でも十分な議論をしながら、宇治田原町の公共交通を考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようによろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） 1から5番まで、すばらしいことが書いてあるんですけども、最終的に乗りやすい、町住民が全体に使いやすいバスであるように、これだけは要望しておきたいと思ひます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 答弁よろしいですか。

○委員（谷口重和） はい。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） これにて質疑を終了いたします。

続いて、宇治田原町ふれあい収集の実施について説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、続きまして、宇治田原町ふれあい収集につきましてご説明申し上げたいと思います。

これも1月の委員会でご説明申し上げましたとおり、近隣市町で実施されております高齢者などで毎日ごみステーションに出すのが困難な方を対象にしまして、個別に家まで収集をする、いわゆる宇治田原町ふれあい収集を平成29年度の4月から実施したいというふうに考えております。

対象の要件、利用方法などは前回と同じでございます。

内容につきましては、宇治田原町ふれあい収集実施要綱というのを制定した中で進めていきたいというふうに考えております。別添につけております要綱（案）についてごらんいただきながら説明したいと思います。

ここにも書かれております第2条、対象者。ふれあい収集の対象となる者は、本町に居住し、次の各号のいずれかに該当する者で構成された世帯であり、かつ、みずからごみをごみ収集ステーションまで搬出することが困難で、支援を受けることができない者とする。その1つ目としましては、介護保険法による介護認定を受けている者。2つ目としまして、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則に規定する身体障害者障害程度等級表の1級または2級に該当する者となっております。つまり、年齢的な制限はしておりませんが、こういった介護であつたりとか身体障がいであつたりとかいうところの客観的な部分で判断をさせていただきたいと。なおかつ、ごみを搬出することが困難な方で支援を受けられない方、これを対象としております。

次、利用者の申請、第3条でございます。これにつきまして、実際には、ふれあい収集の利用希望された方が、みずからご記入いただいて、申請をして、町のほうでそれを審査をするということになって、審査の結果、皆さんの利用決定をしていきたいというふうに考えております。

3条の中で、3項、申請等に係る手続は、申請者から委任された者が代理で行うこと

ができるというふうにありますように、申請者本人がもしみずから例えば書けなかったとしましても、代理人であったり委任された方が申請をいただくことも可能となっております。ですので、離れたところにお住まいの家族とかいうところが、この対象になるのではないかというふうに考えております。

4条のほうの利用の決定でございますけれども、これの第3項でございます、町長は申請者の生活環境の状況等について、必要に応じて申請者が居住する地域を担当する民生委員等に聞き取りを行うものとするというふうになっております。必要に応じてとなりますけれども、やはりなかなかどういった支援を受けておられないのか、なぜ搬出することが困難なのかというところをヒアリングだけではわかりにくいことがございますので、こういった民生委員さんであったり、あと、ケアマネさんとかいうところにも聞き取りさせていただくなりで判断をしたい。ただ、これについては、民生委員さんの意見が可否の決定を左右するということではございませんので、そのあたりについては民生委員さんのほうの責任で決まるとかいうことにならないようにしたいというふうに考えております。

それと、裏面になりますけれども、7条の利用の休止でございます。

これにつきましては、考えられます一時的な例えば入院でありますとか、そういった際に、役場にご連絡をいただけない場合もあるかもしれませんが、基本的にはご連絡いただいて、収集は不要であると。もしこれが長期間になった場合には手続をしてもらうための休止届をお出しいただくようお願いするものでございます。あと、それがまた今後長引くようであれば、8条でございます利用の中止というのも制度として設けたいというふうに考えております。実際に短期間で不在であったりとか、今週はいいよという場合も当然あるので、それについては電話連絡などをいただくということで臨機応変に対応していきたいというふうに考えております。

今後、この要綱を制定いたしまして、ホームページ、それから町の広報紙などでも周知しまして、住民各位にお知らせをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） この制度そのものの内容的な問題は、非常にいいことだというふうに思っています。ただ、その中で、1点ちょっと確認といたしますか、したいんですが、目的の中に例えばこういう要素というのは、各建設環境、介護医療、福祉課の連携

事業ということになっているんですが、やはりこういう皆さん方、対象となるであろう方は、できればこういう安否を確認できるようなことになれば非常に制度としてはいいことだなというふうに思うんですけども、今の内容ですと、例えば目的の中に安否確認の内容が入っていない、こういうことがあります。表のほうの考え方の中に、収集時に利用者に声かけを行う、こういうふうになっているんですが、これの声かけというのは、そういう意味での安否確認という意味も多少はあるのかもしれませんが、この要素は薄いんじゃないかなという感じがします。

例えば、他の市町村で見ますと、これもやはりいろんな体制の問題とかいうことがあって、できない部分もあるのかもしれませんが、全く触れてない自治体もあります。しかし、一方で、近隣のところでも滋賀県なんかでも、はっきり目的の中にこういう安否確認が載っているところもあります。やはりいろんなサービスの関係にしても非常に手間の要る内容かもしれませんが、そういうことであるから非常に重要な大切な事業じゃないかなというふうに思いますので、その点、今のお考えになっている内容、この実施要綱で多分、今、私が申し上げたような内容だろうと思いますけれども、ちょっと触れていただきたいなというふうに思います。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） おっしゃられるとおりでございます。今回の資料の表面につけております4番、備考のところ、収集時に利用者に声かけを行うとございます。安否確認という言葉の意味といいますか、重みといいますか。例えば、安否を確認するためにどこまでご利用いただく方に話をするのかということが非常にちょっと……。我々が今考えておりますのは、まず今いらっしゃるかとか、それから、ごみを出していただいている方に対して、ごみ取っていきますよという声かけをすることで、おばあさんであったり、おじいさんであったりとかがお元気にされているのか、それとも家の奥のほうでじっとされているのかという確認の程度ということの声かけというふうに考えております。

目的のところ、安否確認ということにしますと、非常にちょっと言葉の重みが強いのかなということもございましたので、声かけをする程度なので今回は要綱のほうから抜いておるような内容でございます。

おっしゃるとおり、体制的な問題もあろうかと思えます。収集につきましては、ご存じのように月火木金。水曜日のほうは間をあけるんですけども、月火木金の4日間の午後4時から5時の1時間の間、現在、収集しております直営の職員が4名ございます

ので、その4名でローテーションするなり、4名一遍に出すときもあるかもしれませんが、大体2名1組、車1台で収集のほうを回りたいというふうに考えておりますので、もちろん留守やった場合、お留守やったという報告と、それと安否の確認といたしますが、状態の旨につきましては、日報なり日誌のほうで我々職員間での情報共有するつもりでございますので、それにつきましては確認はできるかと思いますが、今現在のところ、やろうとしているのはそういう内容でございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 前、言いましたけれども、ただ単に、ごみを収集するという意味でのふれあいなら、そういうことでもいいんだろうと思いますけれども、もう少し一歩進んだ、こういう皆さん方に対する定期的にお顔を見ることによる安心感というんですかね、そういう部分、これを民生児童委員のエリアと重なるんですけれども、ちょっと重複してでも、そういうような機会を設けて住民の方との接触をふやすという意味では非常にいいことだなというふうに思うんですけれども。ややこの制度自体、今お聞きしていますと、踏み込むけれども、ちょっとあんまり負担は軽減させたいと、こういうことが見えるわけですね。ですから、ちょっとせつかくの制度でありますから、他の市町村でもやっている中で、こちらだけの感覚じゃなくて、ちょっとこういう制度をきちんと載せて、目的のほかにも載せている自治体があるわけですから、そういうことも含めて今後考えてほしいなというふうに思うんですね。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 我々も事業実施に当たりまして、非常に重要なことというふうに認識はしております。

今、松本副委員長が言っていただきましたような要綱の中身であるとか、それから今後の体制については、また関係各課とも検討、協議しまして、進めていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思えます。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑のある方ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） ちょっと1点だけお聞きしたいんですけれども、第4条の3、今でも民生委員さんは大変仕事も多いと思うんですけれども、またこれをお願いすると、今でもなり手がいない民生委員さんが先々これ仕事がふえますと、どうなるのかな、その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） おっしゃられますとおりでございます。民生委員さんにこ

うしたふれあい収集を対象とする方のことを見てくださというふうをお願いするものではございませんで、通常、民生委員さんが担当されているエリアの方の中から実際ご自分が担当されている方の中にいらっしゃった場合、我々がどういう状況で今ごみを出されているのか、もしわかるときに限るものでございますので、だからといって、わざわざ民生委員さんに調査をお願いしますとかいうことまで求めておりませんし、先ほども述べましたように、民生委員さんのご意見で可否を決定するものではございませんので、我々も負担になるようなことを求めていくことは避けたいなというふうには考えております。

今度また民生委員さんのほうにも具体的に説明会としまして、民生委員さんの集まれるときにこういった内容をまたお願いすることがあるという説明もしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。私の提案ですけれども、各地域にボランティア的にふれあい収集委員さん、協力員とかそういうような人間をちょっと募集するとかつくるとか、そういうことを考えたらどうかなと思うんですけれども、それについてちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） まだそこまでちょっと考えてはおりませんでしたけれども、そうですね、また検討していきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 最後です。これ、私が思うに、いいことだと思います。もしこれがふえてきたら、ふえると思います。それは家までごみ取りに来てもらえるのはうれしいことです。ふえてきたときのことをやっぱり想定して、やはり対応できるだけの体制も必要かと、それはちょっと思うんですが、これは要望しておきます。終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） これにて質疑を終了いたします。

続いて、宇治田原町地球温暖化防止実行計画（第3期）の策定方針について説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、続きまして、宇治田原町地球温暖化防止実行計画、事務事業編、第3期目の策定方針につきましてご説明申し上げたいと思います。

この事務事業編と申しますのは、地球温暖化対策の推進に関する法律の中で、地方公共団体は事務事業に関しての温室効果ガスの排出量の削減と吸収作用の保全を義務づけられておりますので、本町でも平成19年から取り組んでおります。第1期が平成19年度から平成23年度まで、第2期が平成24年度から今年度、28年度までとしておりましたので、次年度、29年度から第3期目として取り組んでいくものでございます。

現在、策定の作業を実施しております内容でございます。こういったものかいいますと、この添付、後ろにつけておりますA3の横長表をごらんください。

こちらのほうが2期目、今現在、進行しております進捗の状況でございます。平成24年度からの削減項目と、それから基準値に対する削減の目標がありまして、24、25、26、27、そして今年度最終年、28年度のそれぞれの数字が入っております。

27年度につきまして、一番上の温室効果ガスの排出量が初めて達成することができました。それまでは、毎年1%ずつ削減する予定をしておりました未達成でしたんですが、27年度でようやく達成することができました。ただ、今年度末、まだ3月が入っておりませんので、あくまでも見込みの推計数値でございますけれども、今年度は未達成となるというような状況でございます。

ただ、27年度も残念ながら電気使用量とそれからOA用紙の使用量につきましては、達成できておりませんでした。先ほど言いましたように、今年度の見込み値でございますけれども、今年度は総排出量もできませんし、それからOA、電気に加えまして、灯油、それから一般廃棄物、こちらも未達成になろうかというような状況でございます。達成できる、できないというのはどうしても宇治田原町の役場の施設を対象としておりますので、職員がほとんど中心になってくる状況でございます。実際に、ことは非常に真夏日なり猛暑日が例年に比べて非常に多かった年でもございます。それと、冬も同じように寒い時期でもございます。加えて、人事異動なり機構改革があつて、プラス、ボランティアごみなんかもことは非常に多かったものですので、言いわけがましいようでございますけれども、ちょっと達成については目標まで至らなかったというのが現状でございます。

今後は、新庁舎の建設などがございますので、物理的要因によりまして基準値の修正等々は行っていかなければならないというふうに考えておりますけれども、基本的には今後の第3期目の目標値、それから基準値としましては今年度、いわゆる平成28年度を最終年とします今年度の実績、もしくはそれを基準値として採用したいというふうに

考えております。ただ、未達成の部分がございまして、今年度のいわゆる目標数値を次年度以降の3期目のほうの基準値というようにしていきたいというふうに考えております。

それと、あとは、難しいのはOA用紙の削減になってまいりと思います。これにつきましては、ただ単に削減目標、削減率をつくるのではなくて、もっとほかのことでハード面での整理を考えていくことが非常に重要ではないかというふうに考えておりますので、それについてはまた別途考えていきたいというふうに考えております。

ということで、このような方針に基づきまして、平成28年3月末の数字が入った段階で最終決定しますので、平成29年度4月に策定をしていくことに考えておるものでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） ちょっとこれ確認なんですけれども、ISOなり、京都版ISOの場合はKESですかね、本町の場合は長きにわたってKESの取り組みをされていたと思うんですけれども、ちょっと私、経過、細かいことを知らないんですけれども、こういう目標設定して取り組む場合、ああいうKESの手法というんですか、本来ならISOでやるんですけれども、非常に高い取り組みの経費がかかるということで、KESはそれに対して非常に安価なもので、京都版のISO、そういう形でやったんですけれども、これについてはもう取りやめているんですか。実施はやめているんですか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） おっしゃいますとおり、平成26年度末をもってKESのほうはやめまして、27年度から宇治田原町独自の宇治田原町の環境マネジメントというので進めていっているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 私もちっと企業で、ISOの事務局は事務局で別にあつたんですけれども、職位で見ているような立場でやっていたんですが、こういうものをみずからそれぞれの組織がやるということについては、これはいいですよ、いいんですけれども、非常に悪く言いますと、まあまあなあなあという感じになってしまう、そういうような取り組みになってしまう可能性があるんですね。高くて非常に大変かもしれませんが、こういうことをご指導いただいたりチェックをいただく場所があると、やっぱりそれだけ取り組みのスタンスが変わってくるということあって、この状態でう

まくいければ私は特に問題ないというふうに思いますけれども、その点はどうですか。
以降、どのように変わっているか、どういう評価をされていますか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） おっしゃられますように、お金の面が当然ありましたので I S O はうちはしなくて K E S にしました。いわゆるそういった外郭団体のほうからの評価をいただきますので、いわゆる客観的に外の目から見ていただいております。町としまして、内容的に K E S でやっている内容であれば職員の独自マネジメントでできるという当時そういった方向を持ちましたので、今現在、独自マネジメントをしております。

言われますように、厳しい目かどうかを K E S の中であったと思うんですけれども、今、外部アドバイザーの方に来ていただいて、先日も研修をさせていただき、また職員間にそういった内容のほうの説明もしております。今後、そこに傾注するように環境、それからそれこそ節電、節水等々について、もう少し職員に浸透していくべくやっていきたいと考えているんですが、正直、なかなかそこは、なあなあという言葉はちょっと使いにくいところがございますけれども、仕事が忙しい中、そこで例えば今、夏なり節電、冬も節電ということで、月曜日なら月曜日なりのノー残業デーを設けておりますけれども、そこがなかなか難しいという実態がございますので、今後もそれに向けては検討等、町のほうでもいろいろ考えていきたい課題だというふうに思っております。

評価としましては、外部アドバイザーからやはりそのあたりももうちょっと厳しい目でいけという言葉もいただいておりますので、今後はそれに向けて頑張っていきたいなというふうに考えております。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 今ちょっと外部アドバイザーの件を聞いたんですけれども、例えば顧問料みたいな形になるんですか。契約、何かしているんですか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 契約までしておりません。副委員長ご存じかと、芦原さんをお願いしております、芦原昇さんのほうに。もともと K E S のほうでも資格をお持ちで、内容的には環境のアドバイスということで、かつてのお仕事の関係もありまして、非常にそのあたりよくご存じですので、我々にまさしく今回の地球温暖化の事務事業編の中身の整理につきましても、ご相談もさせていただいております。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） ちょっと確認ですけれども、契約しているんですか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） すみません。失礼しました。契約ではなくて、来ていただいたときに報償費でお支払いしております。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 今、わかりました。お聞きしたことはわかりましたけれども、こういう町の場合の皆さん方は異動がありますね。立場のある程度のランクの方も異動されますし、この種の問題でひっかかるのは、やっぱり継続性というんですか、そういうものが担当がこういう組織でかわることによって非常に一挙に落ちちゃうんですね。だから、やっぱり今言われたのは多分、予算の関係も随分大きい、手間の関係もあるかもしれませんがけれども、これもよく言うんですが、本気度の関係からいうと非常に今やられようとしていることはなかなか継続性という問題が多いなという気はするんです。だから、ちょっとやっぱりその辺もアドバイザー的な形になるのかもしれませんがけれども、そういう正式な契約のその立場の人じゃないのに、そういうものをやってもらって、報償か何かははっきりしませんけれども出されているのは、それは一つかもしれませんがけれども、非常に取り組みとしてはやっぱり弱い感じがします。だからその点について、ちょっとご検討、また経過を聞かせてもらいますけれども、それが1点。

もう一つ、ちょっと話は変わりますけれども、OAの用紙の関係で随分これ見えていますと厳しくなっているんですけれども、これは議会改革と関係あるんですか。この全4年間のあれからいうと議会改革と関係ありますか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 直接的にそこまでお調べはできておりませんが、実際には我々考えておりますのが、この期間の間、いわゆるまちづくりであったりとか都市計画であったりとか、いろいろな町のこれから未来に係ります協議会、それから観光も含めましていろんな形での資料づくりというのはたくさんしてまいりました。その一つに、今言っておられる議会であったりとか、それからいろんな委員会、それから協議会、検討委員会というのがございます。非常に資料が多くなっておることも事実でございますので、そういったことがいろんな要素を含めてOA用紙の量が何倍にも膨れたというふうな認識はしております。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 感じとして、議会改革で随分いろんなこういう常任委員会も毎

月開催というようなスタンスで来ましたので、出していただくような様式もそれではふえたんじゃないかなという気はするんで、ちょっとお聞きしたんですけれども、一つタブレットの関係、先ほどおっしゃったけれども、ハード面で何かいろいろやらないとこういうのは導入はできないのかもしれませんが、できる方法も今のこういう状態の中で可能性としては別にあるんじゃないかなという気はするんですね。他の市町村を視察したときに、我々のこういう設備とは大分違いますけれども、タブレット導入というのは不可能なことじゃないなという気はするんです。これは垣内課長に言う話ではないんですけれども、ちょっとその辺について、これだけふえてくるとかなり右肩上がり、ざっと上っていますよね。だから、こういう議会との対応だけじゃなくて、そういう必要はあるんじゃないかなと思いますので、ちょっとこれは副町長のほうによろしく頭の中に置いてほしいな、またできれば実行の模索をしてほしいなというふうに思います。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 今いわゆる電子の話につきましては、かねてから言われておりますので、それが現実問題としては実際の仕事は、そうはいいながら、電子、電子といいながら、決裁一つにしてもなかなか町の中では電子決裁も余りないわけでございまして、本来ならばそちらの方向もどんどん検討し、そして会議の中においてもそういったいわゆる資料というそういったタブレットを見ながらいろんな議論をするというのも本当は方向性とはそうなんですけれども、現実はそのような機器の導入というのを含めましてできてない実態ですので、今の副委員長のお話につきましては、今後の研究といいますか、そういった目標としてはおさめながら、今後それに近づくように今後努力していくこととして検討課題というふうに捉えさせていただくので、よろしく願います。

○委員長（垣内秋弘） よろしいか。

○副委員長（松本健治） はい。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて建設環境課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管部に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 36 分

再 開 午前 11 時 40 分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、総務部所管分に係ります事項について進めます。

会議は、お手元に配付しております会議日程により進めさせていただきます。

これより議事に入ります。

日程第 4、付託議案審査について。

議案第 14 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第 14 号について説明します。

議案第 14 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、平成 28 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、これに準じて所要の改正を行うものです。

改正内容は、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇を 3 回まで分割して取得できるようにすること、また介護のため 1 日につき 2 時間を超えない範囲で取得できるようにするものでございます。

以上、よろしくご審査賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、清水課長のほうから説明を申し上げますので、よろしくお願ひします。

○委員長（垣内秋弘） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） それでは、ただいま副町長のほうから説明のありました議案第 14 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、詳しく説明のほうをさせていただきます。

それでは、お手元の A4、1 枚物の概要のほうをごらんいただきたいと存じます。

まず、1、趣旨でございます。近年、少子・高齢化の進展に伴いまして、育児や介護

と仕事の両立を支援していくことが重要な課題となっております。また、家族形態の変化やさまざまな介護の状況に柔軟に対応できることを目的としまして、平成28年8月8日付の人事院勧告に基づき、また地方公務員の育児休業等に関する法律と、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、これに準じまして条例の改正を行うものでございます。

2番目、改正内容といたしましては、2つの条例改正を提案させていただいておりますが、大きく3点について改正したく考えております。

まず、(1)職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございますが、まず1つ目が、育児休業等に係る職員が養育する子の範囲の拡大でございます。育児休業等の対象となります養育する子の範囲が、現在、法律上の親子関係がある子に限られているところでございますが、民法の規定による特別養子縁組の成立に係ります監護の子を面倒を見るという監護を現に行うもの、里親である職員に委託される児童であって、養親となることを希望している者及びその他これに準ずる者につきまして、対象範囲を拡大するものでございます。

2つ目が、介護休暇を請求できる期間の分割でございます。現在、介護を請求できる期間が連続する6カ月の期間内とされておりますが、これを3回まで分割して取得できるように改正するものでございます。

3つ目が、介護時間の新設でございます。日常的な介護ニーズに対応するため、介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間内におきまして、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを承認できるよう改正をするものでございます。

続きまして、(2)宇治田原町職員の育児休業等に関する条例でございますが、先ほどご説明申し上げました育児休業等に係る職員が養育する子の範囲の拡大と同様の理由によりまして改正をするものでございます。

施行日につきましては、公布の日ということでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて質疑は終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。議案第14号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第14号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第15号について説明します。

議案第15号、公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、先ほどの議案第25号——水道基金のほうですけれども——と同様に、議案第21号、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例及び同施行規則の改正により事業者の開発協力金が廃止されることに伴い、積み立ての根拠となる規定の整備を図るため所要の改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審査賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、奥谷課長のほうから説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷企画財政課長。

○企画財政課長（奥谷 明） ただいま副町長が申し上げた内容のとおりでございます。

若干補足説明をさせていただきたいと存じます。

議案第15号に添付してございます資料のほうをごらんください。

先ほどの第21号、第25号議案と関連いたしますが、本件につきましても先ほどの快適・安全な環境づくり条例及び同施行規則の改正に伴い、事業者の開発協力金、これが廃止されましたことから、本公共施設整備基金、これの積み立ての根拠となる規定等整備をさせていただくものでございます。

1枚戻っていただきまして、議案の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

まず、直接の今回関係あるものでないんですが、第1条におきまして文言整理を一部させていただいております。もともとこの基金条例、昭和49年にできた当初からこのままなんですけれども、第1条では、「宇治田原町基本構想に基づく」云々がございます。現状、正確に申し上げるのならば、宇治田原町第5次まちづくり総合計画基本構想というような形をさせていただかなければならないところなんですけれども、一定総合計画等に基づいて公共施設整備はしていくということには変わりございません。第1条におきまして、その頭の部分だけを削除させていただきまして、公共施設整備のため公共施設整備基金を設置するというように簡素化させていただいております。

そして、第2条におきまして、今回の関係でございます第2条の第1号の部分、こちらが条例が根拠となる条例がなくなりますもので、この第1号を削除させていただきます。となると、本来、第2号だけが残るわけでございますが、そもそも公共施設整備基金に基金積み立てをさせていただくケースといたしまして、例えば年度の事業執行に伴います債権剰余金等が見込まれるということで、その分を基金として積み立てるケース、また開発協力金のように法的な根拠に基づいて私どもがお願いして寄附金をいただくのではなくて、自発的な申し出によりまして、例えばこういう公共施設を整備してくださいというようなことでご寄附いただくようなケースも今後もあるかと存じます。そのような際に際しましても、いずれにいたしましても、予算では歳入歳出計上させていただきますので、第2条も基金として積み立てる額は、予算で定める額とするということにさせていただくことによりまして、これまでどおり指定ご寄附をいただいたケース、また私どもの剰余金の関係で積み立てをさせていただくようなケース、いずれのような場合におきましても予算で定め、また議会でもご審議いただいて基金積み立てをさせていただく、歳入歳出、きっちり予算に上げさせていただくということは変わりございませんので、第1条、第2条あわせましてこのように改正をさせていただくものでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。議案第15号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手多数。よって議案第15号、公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、宇治田原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第16号について説明します。

議案第16号、宇治田原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定するにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正の施行に伴い関係規定の整備を図るため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定める他団体との情報連携事務について、情報提供等記録の訂正を行った場合に、やりとりした相手方等に訂正の事実を通知する規定等を追加するものでございます。

以上、よろしくご審査賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、奥谷課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 続きまして、私のほうからご説明を申し上げたいと存じます。

議案第16号の附属させていただいております添付資料、2枚物かと思えます。こちらのほうをまずごらんいただきたいと存じます。

一番上の趣旨にございますように、今回の改正と申しますのは、いわゆる国の番号法

という法律が一部改正されまして、それに関連いたしまして私ども宇治田原町の個人情報保護条例、また宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例と非常に長いんですけれども、法律の改正に伴いまして関連する2つの私どもの条例を改正しようとするものでございます。

具体的な改正内容は、私どもの条例に定める事務につきまして、マイナンバーの情報提供等記録のやりとりの訂正を行った場合に、そのやりとりした相手方に訂正の事実を通知する規定なんかを追加することなんですけれども、非常にややこしいご説明で申しわけないんですけれども、ここでまずマイナンバーに関しまして再度もう一度ご説明申し上げたいと存じます。

マイナンバー、皆様方にもお一人ずつ通知されておるとは思いますけれども、今後、この番号を使いまして、例えば市町村同士のやりとりというようなことが発生してまいります。平成29年7月から予定されておまして、そういうやりとりを各個人誰もが、例えばパソコン等から自分の情報がどこの町とどこの町とやりとりされたか、何の目的でやりとりされたかとかいうようなこともご自分で見に行くこともできるんですけれども、具体的にそしたらどういうやりとりが行われるかということなんですけれども、まず法律に定める事務、要はマイナンバーというのは法律で定めた事務しか使ってはいけないと。例えば健康保険の事務ですとか生活保護に関する事務とか児童手当とか、そういう国で定められた事務でしかマイナンバーはやりとりしてはいけませんよということになってございます。

例えば、本町で健康保険とか児童手当の事務をする際に、その方の所得状況とかを見に行くと、その違いによって、例えば課税なのか非課税所帯なのかによってサービスの利用が違ってくるといようなケースがあるわけでございますけれども、例えば本町にお住まいの方でしたらマイナンバーを介しなくとも税情報というのは内部のやりとりで済むわけなんですけれども、実際に例えば京都市から宇治田原町に転入してこられた方がいられて、即、何かのこういう健康保険の手続等をされると。その場合に、今まででしたら転入されたすぐではまだ課税情報が本町にはございません。もともとおられた京都市へ戻っていただいて所得証明をとってきてくださいと。それをお持ちいただいているんなら諸手続をしていただくといようなことが今まではあったわけなんですけれども、これが今後、7月以降、もちろんご自身の同意は要るんですけれども、わざわざもとの役所へ戻っていただくなくとも、私どもが直接京都市なら京都市にAさんという方の所得

状況を照会しにいける。もちろんこのシステムというのは独立したシステムでございますので、セキュリティーはきっちり図られておりますし、もちろんやりとりした経過も残りますので、各個人が自分の情報をどういうように、いつやりとりされたのかというのでも調べることができます。そういうようにセキュリティー対策はきっちりしているシステムなんですけれども、例えば宇治田原町が京都市に照会して、京都市からデータをいただきました。ただ、それが訂正をしなければならないような事実が判明した際には、宇治田原町から京都市のほうに訂正しましたよという事実を通知しなければならないというのが法律で定められた事務に対してそういう条件が課せられました。

したがいまして、本町が定める条例と申しまして、要は先ほど申し上げましたように、マイナンバーというのが法律で定められた事務でしか使ってはいけないんですけれども、町条例に定めることによって町独自に使うこともできます。したがいまして、本町ではこの条例にうたっておりますような福祉医療、例えば子どもさんの医療につきましては、本町独自に上乘せをしていたり、高校通学費補助とか、それこそ就学援助とか、本町独自に例えば所得要件とかを判断する中で上乘せしているようなものも条例でその仕事ができるよということを定めることによって他の市町村とやりとりができるようになります。現在、条例で事務はうたっておりますので、事務に関しましてはやりとりができる。そのやりとりが可能な事務の中で、法律に定める事務と同じように何か訂正等が生じた場合には、法定事務と同じように市町村独自に定める事務もやりとりで訂正があった場合には、もとの市町村にそれを通知しなければならないということを独自の事務にも当てはめるということを今回の改正でしようとするものでございまして、条文だけを見ていただきますと、第何項とか第何条としか出てまいりませんので、そういう中身が非常にわかりにくい改正となってございますが、法律を準用するということで、そういうことになるということでご理解賜ればと存じます。

なお、1つご注意いただきたいのは、第16号の議案書の2枚目、改正条文のほうをごらんいただきたいんですけれども、改正する条例は2つの条例をこの1つの議案で改正させていただいておるんですけれども、第1条と第2条、いずれも個人情報保護条例の改正に関する規定なんですけれども、第1条はもともとございます個人情報保護条例、平成16年条例というものですけれども、これの改定。

ただし、第2条につきましては、平成27年9月に改正議案を上げさせていただきまして、ご可決いただいておりますけれども、その施行日というのは法律に合わせるためにまだ施行されておられません。施行されておらないんですが、施行されておらない

条例をさらに今回改正しにいかうということで、第1条と第2条ということで、第2条では個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正するというようなちょっと複雑な形になってございます。

第3条は、行政手続、法律に基づいて独自の条例を定めております条例の一部改正と。したがいまして、2つの条例を1条、2条、3条、この3つの3条文で改正させていただくという点だけご注意賜ればと存じます。

ややこしい説明で申しわけございませんが、以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） 番号法ですね、マイナンバーを導入をされるときにもいろいろと問題があって、なかなか動議の最中だということやと思うんですけども、特に最近、静岡県の湖西市のところで、ふるさと納税をしたということで、市のほうにやったということで、それをしてもらった相手の町に情報を提供された。そのときに、マイナンバーとずれがあって、誤記入をされていたというふうなことがあったと思うんですけども、それはご存じですか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 報道等によりまして存じております。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 原因とかというのは。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 詳しい詳細な原因等まではまだ周知しておらないところがございます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 何かデータを、マイナンバー、そういうふうなデータを一旦ふるさと納税の関連のところで、エクセルというたか、そういうふうなところに再度移しかえて、その入れかえをやったときに間違えたというようなことが載っていたんですけども、そういうなおそれというのが、ここだけやなくてどこでも起こり得ることやと、人間がやっていることやからねと思うんです。だから、そういう点での注意とか、そんなんはどんなことを考えてはるんですか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） まず、今回の静岡県のケースでございますけれども、現状、

マイナンバーの国のシステム上でまだ運用がされておられない中で、そういう漏えい事件が発生したということは、とにもなおさず人為的なミスでございます。今も現時点、そういうシステムは稼働しておりませんが、各個人さんのマイナンバーという情報はございますので、それをふるさと納税とひっつけることのやりとりをされる中で、そういう情報漏えいが生じたものであると考えておまして、いわゆるシステム上のミスというよりも、そういう扱う人為的なミスであったと考えております。

ということは、したがいまして今後とも、今回は役所間のやりとりの中で生じたことでございますが、そういう危険性というのは一定今後も100%排除することができないおそれは確かにあるかと思えます。したがいまして、単なるシステムの整備プラスそういう扱う我々職員の指導徹底、それは当然のことながら常にやっていかなければならないことだと考えております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） それはそうだというふうに思います。

マイナンバーの関係でちょっとお聞きしたいんですが、鳴り物入りでやられて、マイナンバーカードを申請してつくるといふことになっていると思うんですけども、宇治田原では今どれぐらいのマイナンバーカード申請等あって、今実際ふやしているんですか。

○委員長（垣内秋弘） 長谷川課長。

○税住民課長（長谷川みどり） 現在、カードの交付数は596件で、こちらのほうに届いているカードの数は705件になっております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） まだまだ、いうたら全町民から見ても全然少ないというか、パーセント的にも10%、何%ぐらいですかね、6%か7%ぐらいになっていると思うんですね。そういう点では、マイナンバーそのものも問題もありますし、こういうような政府がというか国のほうが決めたからといって、町のほうできちっとやらんなあかんというような問題でもないと思いますんで、ぜひまた再検討してほしいなと考えております。

○委員長（垣内秋弘） よろしいか。

○委員（山本 精） はい。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 異議なしと認めます。議案第16号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手多数。よって議案第16号、宇治田原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。さきの審査とあわせて、以上で今回総務建設常任委員会へ付託されました8議案の審査を終了いたしました。この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案につきまして、また文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、3月29日の本会議において討論される方は、討論通告書を3月24日金曜日午後5時までに議長宛て提出してください。

日程第5、第4四半期の事業執行状況についてを議題といたします。

企画財政課所管について当局の説明を求めます。奥谷課長。

○委員長(垣内秋弘) 奥谷課長。

○企画財政課長(奥谷 明) それでは、私のほうから事業執行状況第4四半期企画財政課に係りますうち、変更点のみご説明を申し上げたいと存じます。

資料のほうをごらんください。

変更させていただいたところには赤字で書かせていただいております。

まず1点目、「ハートのまち」PR事業でございます。これはこれまでご説明申し上げますとおり、本町のいいところをPRしていこうということで、内部のプロジェクトチーム、また学生さんのご協力もいただいておりますが、ようやくPR動画が完成に近づいてまいりまして、もう間もなくでございますがPR動画の公開をさせていただきましてホームページ等でアップしていきたいと考えてございます。

それと、一番下、8番目、うじたわら空き家バンク構築事業、9月補正でご可決いただいたものでございます。これにつきましては、先般新聞報道等もされておりましたが、京都府宅地建物取引業協会さんとも連携をさせていただきましてご協力いただくということで、先般2月17日に協力協定を締結させていただいたところでございます。それを受けまして、早速あすになるんですけれども、協力事業者さんの募集説明会を町役場で行う予定でございます。

ちょっとどういう内容かをごらんいただきたいんですけれども、添付資料の参考1という資料をごらんいただきたいと存じます。

そもそも私ども、空き家バンクというものを逆にちょっと軽く考え過ぎていたような状況もございまして、簡単に募集させていただいて、それをホームページ等とかでアップさせていただければそれでバンクの制度としてはオーケーかなというように考えておったんですが、いざそれを運用させていただこうといたしますと、募集はもちろんいたしまして、例えばうちの空き家を使ってほしいねんと申しさせていただいた際には、その物件の詳細なデータを整理する必要があるがございます。もちろん広さ、間取り、階数、そういうようなものはもちろんのことから、駐車場があるかないか、農地は幾らあるのか、上下水道はどうや、和式、洋式、トイレはどうなっているのか、いろいろな細かいデータベースをきっちりご登録いただく必要があるがございますが、なかなかお手を挙げていただいた個人の方々に登録するまでのデータベースの構築というところまでを個人さんで願うのは非常に難しいということがようやく私どももわかってまいりまして、その時点で専門のこういう業者の方々のお力、ご支援をいただく必要があると。かといって、勝手に私どもがこの業者さんをあっせんするというわけにもございませぬ。また、利用者さんは直接どなたの業者さんをご指定されても結構なんですけれども、私どもがあっせんする際にはどなたでもというわけにはいけませんので、本町の講習会を受けていただいて、本町の空き家バンクの制度の流れ、また本町が独自に実施いたします空き家の施策とか、そういうところを学んでいただいて、本町の協力をするよと言っていただいた業者さんを登録させていただいて、その中からご利用希望の方々に選んでいただくというようなシステムをしていくということに協会さんと話を進めていく中でまいりまして、先般の協定締結に引き続きまして、あすには講習会をさせていただいて進めていこうとしておるものでございます。

ちなみに、この参考1という資料は業者さんに今案内としてお配りしておるものでございまして、3番の説明内容、こういうところを講習していただきまして、講習を受け

て登録していただいた業者さんには、今後、物件の査定をしていただくとか、バンクに登録させていただく物件の案内、そういうものをお手伝いいただいて、実際に契約が成立した場合には法定の手数料を取っていただいて進めていただくというような流れを想定しております。

これの裏面をごらんください。

一応、物件所有者と実際に利用希望される方にあるバンク、それを町と宅建業者さんで支援していこうという図示でございます。大まかな流れを申し上げますと、例えば①空き家のある情報を空き家情報とかをまず提供していただきたいと。実際に空き家を所有されておられる方が②で本町に問い合わせいただくと、私どもといたしましては、まず業者さんは先ほどの講習を受けて登録いただいた業者さんをご紹介させていただきます。その業者さんを通じて物件に登録していただく、そこが④ですね。今度は登録いただいたものをホームページ等で⑤で情報発信していく。今度は利用希望されたい方が⑥で利用登録をいただく。そしてまたそちらのほうにも業者紹介をさせていただいて、物件案内もさせていただいて最終的に契約申し込みに至るというような流れでございます。

したがって、物件所有者と利用希望者の間に、町それから宅建業者さんのプロ的な観点からもご協力いただきまして、こういう移住の流れをつくっていこうとするものでございます。

ちなみに、裏面の後半部分には、今般29年度予算にも計上させていただいておりますような町独自の制度、府の制度も含めまして、そのような制度も業者さんにもご理解いただき、あっせんの際のプラスにさせていただければということで、そういう説明もさせていただく講習会をさせていただきたいと考えておるところでございます。

戻りまして、事業の執行状況、2枚目をごらんください。

5番目、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業でございます。これにつきましては、総合戦略、28年3月に策定させていただきましてちょうど1年がたつんですけれども、これまでの進捗状況、また今後の予算でも計上させていただいておりますような新たな事業等につきましては、外部の委員会にもお諮りしてご意見をお伺いしたというものでございまして、2月28日に開催させていただきました。そこでご了承いただいたものを今回の3月議会に新しい施策として計上させていただいておりますが、1つ資料としてご提示申し上げます参考2というところをごらんいただきたいんですけれども、総合計画また総合戦略、議員の皆様方にもお渡しさせていただい

ておるところかと存じますが、一定事業の進捗、また国等の交付金申請にも関連してくるんですけれども、一定総合戦略の部分を見直しすると、例年見直ししていくということとさせていただいております、その見直し内容につきましても先般のこの委員会でご了承いただきました。つきましては、皆様方にもご報告申し上げさせていただきますので、恐れ入りますが今までお渡しさせていただいております総合計画また総合戦略のほうの差しかえといえますか追記をお願いしたいと考えております。

参考2の青字の部分が今回変更させていただいた、追記させていただいたところがございます。

2枚目をごらんいただきますと、宇治田原のロケーションを踏まえたにぎわいづくりという中の実際に取り組む施策1-2-1「日本緑茶発祥の地」としてのPRを強化するという中に、真ん中ほどに、やんたん未来プラン、これを正式な名称を入れさせていただきますたり、下に宗円の郷（西ノ山集団茶園）のふれあい交流施設の整備をしていくという部分。また右側には同じく再掲でございますが、宗円の郷の整備、それから奥山田地域での化石ふれあい広場交流施設の整備、そういうものを交付金の取得という観点からも整備、本町が取り組む施策の内容を一部追記させていただいております。

なお、資料2-3のほうの中ほどに数値目標の欄がございます。いわゆるKPIと呼んでいるところでございますが、空き家の活用件数でございますけれども、これは計画ができた折には具体的な制度が固まっておりましたので、この目標は制度設計の上、設定するというように策定当初はさせていただいておりますが、具体的に進んできましたことから、現状値のところを平成28年度制度開始とさせていただきまして、目標値として平成31年度には5件を目指すというように目標値を入れさせていただいております。

このようにちょっと青字のところを今回追記させていただきましたので、あわせてご訂正いただければと考えております。

企画財政課の事業執行状況につきましては、以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 空き家もその次の地域創生も以前からも私も大分やかましい言いまして、視察も行きました。まだこんなにかいなと思っておりますけれども、やっぱりほかの市町村もどんどん先行している中で、おくれてはやっぱり元も子もないと思うんで、やはり一生懸命それ以上にピッチ上げてやってもらいたいと、これだけをお願いし

ておきたいと思います。答弁は要りません。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにて企画財政課所管についての質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります第4四半期の事業執行状況についてを終了いたします。

次に、日程第6、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。当局から何かございますか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 事務局から。

ないようでございますので、日程第6、その他について終了いたします。

本日は、付託議案8件及び第4四半期の事業執行状況並びに所管事項報告の審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼申し上げます。また、町当局におかれましても詳細な説明資料作成等、ご苦労さんでございます。

本年度も残すところ3週間を切りました。平成29年度の予算が16日から審査されようとしております。各課におかれましては、いま一度、事業執行等において最終確認を行い、適正な執行に努めていただきますよう強く求めておきます。また、所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、年度がかわりましても遺漏のないようよろしくお願い申し上げます。

以上で、本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さんございました。

閉 会 午後0時22分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 垣 内 秋 弘